

第 9 回 出雲地区合併協議会

会 議 録

未来と古代が響き合う

日本のふるさと出雲の國づくり

日 時：平成 15 年 9 月 13 日（土）14 時 00 分

場 所：出雲交流会館 2F 多目的室

1 会議の名称等

会議名	第9回出雲地区合併協議会					
開催日時	平成15年9月13日(土) 14時00分～16時44分					
開催場所	出雲交流会館 2F 多目的室					
出席状況	委員総数	41名	出席委員数	40名	会議の成否	成
会議録署名委員	黒田 充委員(斐川町)			飯塚 勉委員(佐田町)		

2 会議の出席者

(1) 役員・委員

役 員	会 長	副会長	副会長			
	西尾理弘	田中和彦	常松吉幸			
所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市		三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人		日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	飯塚 勉	三島多喜子	(欠席)
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛エミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花・也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町		佐藤 勝	濱崎 勇	室家隆一	木村槇江	岩石秀一
共通委員				吉原弘次[島根県出雲総務事務所長] 田嶋義介[島根県立大学総合政策学部教授]		

欠席：渡部良治委員(佐田町)

(2) 幹事会

所 属	助 役
出雲市	野耕男(幹事長)
平田市	加田幹男(副幹事長)
斐川町	古川君和
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志(副幹事長)

(3) 各市町合併担当部課長

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
"	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
"	松田 隆昭	平田市総務課長
斐川町	富岡俊夫	斐川町参事
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	石飛正登	多伎町総務課長
"	森脇悦朗	多伎町総務課地域振興室長

所 属	氏 名	職 名
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

(4) 事務局職員

役 職	氏 名	所 属	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整 1 班・2 班・3 班担当
総務班	班長	三浦俊明	庶務・広報、会議運営
	班員	長廻修一	
計画班	班長	建部敏紀	新市建設計画・財政計画関係
	班員	妹尾淳也	
	班員	松浦健一郎	
調整 1 班	班長	今岡範夫	総務・企画、財政、議会、消防関係
	班員	林 辰昭	
	班員	金築教治	
調整 2 班	班長	山本 積	住民・福祉、教育・文化関係
	班員	原 康正	
調整 3 班	班長	糸賀敬吉	産業、建設・上下水道関係
	班員	小村裕二	

3 議題

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 出雲地区合併協議会委員等の変更について
- 4 会議録署名委員の指名について
- 5 議事

(1) 報告事項

- 報告第 4 2 号 第 1 小委員会報告について
- 報告第 4 3 号 第 2 小委員会報告について
- 報告第 4 4 号 第 3 小委員会報告について

(2) 議案事項

- 議案第 4 7 号 財産及び債務の取扱いについて (協議第 3 8 号)
- 議案第 4 8 号 公共的団体等の取扱いについて (協議第 3 9 号)
- 議案第 4 9 号 各種事務事業 (儀式・表彰関係) の取扱いについて (協議第 4 0 号 第 1 小委員会付託)
- 議案第 5 0 号 各種事務事業 (防災関係) の取扱いについて (協議第 4 1 号 第 1 小委員会付託)
- 議案第 5 1 号 各種事務事業 (保育関係) の取扱いについて (協議第 4 3 号 第 2 小委員会付託)
- 議案第 5 2 号 各種事務事業 (学校教育関係その 2) の取扱いについて (協議第 4 4 号 第 2 小委員会付託)
- 議案第 5 3 号 各種事務事業 (学校教育関係その 3) の取扱いについて

- (協議第45号 第2小委員会付託)
 議案第54号 各種事務事業(観光商工関係その2)の取扱いについて
 (協議第46号 第3小委員会付託)
 議案第55号 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて
 (協議第47号 第3小委員会付託)
 議案第56号 各種事務事業(上下水道関係その1)の取扱いについて
 (協議第48号 第3小委員会付託)
 議案第57号 各種事務事業(上下水道関係その2)の取扱いについて
 (協議第49号 第3小委員会付託)
 議案第58号 各種事務事業(上下水道関係その3)の取扱いについて
 (協議第50号 第3小委員会付託)
 議案第59号 各種事務事業(上下水道関係その4)の取扱いについて
 (協議第51号 第3小委員会付託)
 議案第32号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて【継続協議】
 (協議第8号 新市議会制度検討小委員会付託)

(3) 協議事項

- 協議第52号 消防、救急の取扱いについて (第1小委員会付託)
 協議第53号 各種事務事業(交通政策関係)の取扱いについて (第1小委員会付託)
 協議第54号 各種事務事業(男女共同参画関係)の取扱いについて (第1小委員会付託)
 協議第55号 各種事務事業(環境関係その2)の取扱いについて (第2小委員会付託)
 協議第56号 各種事務事業(生涯学習関係その1)の取扱いについて (第2小委員会付託)
 協議第57号 各種事務事業(観光商工関係その3)の取扱いについて (第3小委員会付託)
 協議第58号 各種事務事業(建設関係その2)の取扱いについて (第3小委員会付託)
 協議第59号 各種事務事業(建築・景観関係)の取扱いについて (第3小委員会付託)
 協議第60号 各種事務事業(上下水道関係その5)の取扱いについて (第3小委員会付託)
 協議第61号 各種事務事業(上下水道関係その6)の取扱いについて (第3小委員会付託)
 協議第62号 各種事務事業(上下水道関係その7)の取扱いについて (第3小委員会付託)
 協議第63号 各種事務事業(上下水道関係その8)の取扱いについて (第3小委員会付託)
 協議第64号 各種事務事業(上下水道関係その9)の取扱いについて (第3小委員会付託)
 協議第65号 各種事務事業(上下水道関係その10)の取扱いについて (第3小委員会付託)

6 閉 会

4 議事の要旨

別添資料及び次のとおり。

1 開会

[柴田参与](司会・進行)

ご案内の時間がまいりました。ただいまから第9回出雲地区合併協議会を開会いたします。
 はじめに会長からご挨拶申し上げます。

2 会長あいさつ

[西尾会長]

暑い盛りで残暑という感じがですが、2市5町の合併協議会もいよいよ重要な局面に差し掛かっています。
 第9回目を迎えたところでございます。

9月、10月につきましては、先月合意しましたように2回開催するということで、9月は本日と26日、10月は15日と24日でございます、ここでベストを尽くしてみようということでございます。よろしくお願い申し上げます。

〔柴田参与〕

ありがとうございました。

続きまして、出雲地区合併協議会委員の変更につきまして報告させていただきます。

3 出雲地区合併協議会委員等の変更について

〔柴田参与〕

会議資料の4ページをご覧ください。大社町の学識委員に変更がございます。小川委員に替わりまして、室家隆一委員が就任されましたのでご紹介させていただきます。

〔室家委員〕

～あいさつ～

〔柴田参与〕

ありがとうございました。

5ページの方には小委員会委員の変更を載せていますのでご覧いただきたいと思います。

それでは、ここからの会議の進行は、西尾会長の方でお願いいたします。

4 会議録署名委員の指名について

〔西尾議長〕

それでは、会議録署名委員でございますが、指名の取り決めによりまして、本日は、斐川町議会選出の黒田充委員と佐田町の学識経験委員の飯塚勉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。

5 議事

(1) 報告事項

報告第42号 第1小委員会報告について

報告第43号 第2小委員会報告について

報告第44号 第3小委員会報告について

〔西尾議長〕

はじめに報告事項でございます。

小委員会報告につきましては、全て付託事項に係るものですので、質疑については、後ほどの議案審議のときにまとめてお願いしたいと思います。

それでは、報告第42号について、第1小委員会の柳樂和夫委員長から報告をお願いします。

〔柳樂和夫委員長〕

～報告第42号について説明～

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

この問題の質疑は、後ほどお願いしたいと思います。

次に、報告第43号に移りたいと思います。第2小委員会の飯塚勉委員長から報告をお願いします。

〔飯塚勉委員長〕

～報告第43号のうち、「各種事務事業（保育関係）の取扱い」について説明～

（保育料について）保育料負担が子育て負担につながっており、それが少子化につながっているという現実があるということから、第3子、第4子等の出生祝金等を実施されている市町もあるようです。これからの子育て対策は大変重要であり、これから対策を強化していただきたいという意見がありまして、そういう意見を付して、原案のとおり確認したところです。

～報告第43号のうち、「各種事務事業（学校教育関係その2）の取扱い」、「各種事務事業（学校教育関係その3）の取扱い」について説明～

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

これについても、ご質疑がありましたら、後ほどよろしくお願いたします。

続いて、報告第44号について、第3小委員会の柳楽和利委員長から報告をお願いします。

〔柳楽和利委員長〕

～報告第44号について説明～

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

広域事務組合の全員協議会があったために、2度の小委員会にわたる分割審議になったことは申し訳ありませんでした。ありがとうございました。ご多忙の中、協議いただいたところでございます。

それでは、これも質疑があれば後ほどお願いするということで、次に移らせていただきたいと思います。議案事項に入ります。

（2）議案事項

議案第47号 財産及び債務の取扱いについて（協議第38号）

議案第48号 公共的団体等の取扱いについて（協議第39号）

議案第49号 各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて
（協議第40号 第1小委員会付託）

議案第50号 各種事務事業（防災関係）の取扱いについて
（協議第41号 第1小委員会付託）

議案第51号 各種事務事業（保育関係）の取扱いについて
（協議第43号 第2小委員会付託）

議案第52号 各種事務事業（学校教育関係その2）の取扱いについて
（協議第44号 第2小委員会付託）

議案第53号 各種事務事業（学校教育関係その3）の取扱いについて
（協議第45号 第2小委員会付託）

議案第54号 各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いについて
（協議第46号 第3小委員会付託）

議案第55号 各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて
（協議第47号 第3小委員会付託）

議案第56号 各種事務事業（上下水道関係その1）の取扱いについて
（協議第48号 第3小委員会付託）

議案第57号 各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いについて
（協議第49号 第3小委員会付託）

- 議案第 58 号 各種事務事業（上下水道関係その 3）の取扱いについて
（協議第 50 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 59 号 各種事務事業（上下水道関係その 4）の取扱いについて
（協議第 51 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 32 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて【継続協議】
（協議第 8 号 新市議会制度検討小委員会付託）

〔西尾議長〕

議案でございますので、本日協議のうえ決定いただきたいという趣旨でお諮りするものでございます。

まず議案第 47 号でございます。財産及び債務の取扱いについてでございます。これは、小委員会に付託せずに、全体で協議、決定する案件として取り扱っております。それでは事務局から説明願います。

〔今岡班長〕

～議案第 47 号について説明～

〔西尾議長〕

ただいま資料に基づき説明しましたが、このリストに挙がっているもの等を全て新市に引き継ぐという中身でございます。ご質問等がありましたらお願いいたします。

～意見なし～

こういう形で 2 市 5 町それぞれ多少の濃淡はございますが、財産も負債も色々ある中で、全体としてこれを引き継ぐということにしたいという提案でございます。

よろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは、議案第 47 号はご確認いただきました。

次に、議案第 48 号に移らせていただきます。公共的団体等の取扱いでございます。これも全体会で協議、決定する案件として取り扱っております。それでは事務局から説明願います。

〔今岡班長〕

～議案第 48 号について説明～

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

地方自治法の立場もあって、調整に努める、ということです。団体の実情や地域特性を尊重しつつ、新市の速やかな一体性の確立が図られるよう調整に努める、統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める、などとしております。資料のリストをご覧頂いてお分かりのとおり、調整が容易なものと、政策の方針やこれまでの経緯もあって調整に時間を要するもの等がございます。商工会議所、商工会は、経済産業省のイニシアチブで法律改正も必要でございます。現段階は法的根拠付けが違うということで、一気に統合とはいかないということもあるようでございます。また、農業協同組合も、いずも農業協同組合、斐川町農業協同組合それぞれで実績を上げてきておられまして、それぞれの方針もあるわけでございます。これもすぐに統合ということではなく、時間をかけて調整するカテゴリーに入ると思います。その他諸々の団体があるわけでございます。

一応そういうことを確認してもらいながら、この案件の取扱いについてよろしくお願いいたします。

～意見なし～

合併後に調整しなければいけない項目も色々あるわけですが、この議案第48号についてはよろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございました。議案第48号については、ご了承いただいたということで承らせていただきたいと思います。

次に、議案第49号でございます。儀式・表彰関係の事務事業の取扱いに係る第1小委員会付託案件でございます。先ほど委員長から報告いただきまして、原案のとおり確認されたという審議結果でございます。これにつきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

～意見なし～

よろしゅうございましょうか。

～了承～

では、議案第49号は了承いただきました。

それでは、議案第50号に移らせていただきます。各種事務事業の防災関係の取扱いについて、これも第1小委員会付託案件でありまして、先ほど委員長から報告があったところでございます。表現を分かり易くということで一部文章の修正がありますが、要旨は原案どおりという審議結果でございます。これについて、何かご意見・ご質問がございましょうか。

～意見なし～

よろしゅうございましょうか。

～了承～

議案第50号は了承いただいたということで、次に、議案第51号 保育関係の取扱いについてでございます。第2小委員会に付託しまして、先ほど委員長から報告があったとおりです。保育料の問題は、特に少子化に向かった重要な施策でございますが、これが中心の議案であると思います。

それぞれの保育所施設・運営は、現行のとおり新市に引き継ぐ、公立保育所のあり方については、新市において検討する、という形になっております。

保育料の水準については、色々調整いたしまして、できるだけ現行の水準から下げながら、上がる場所があってもできるだけ穏やかな形に、という調整案にしたところでございます。

この議案第51号につきましてはご質問がないようですが、よろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。

次に、議案第52号に移らせていただきます。学校教育関係その2に係るものでございます。これは第2小委員会に付託しまして、委員長から報告があり、小中学校理科学習のところで、学習機会の公平性の観点から、科学館学習について合併後そのあり方について検討する、という提案をいただいております。これについてご論議いただきたいと思います。

解説いたしますと、出雲市内の小中学生は、理科の学習時間に、多い学年では年3回位、少ない学年でも年1回は必ず、スクールバスで連れて来て、交替で科学館で学習しています。科学館に着くと全員白い服を着まして、科学者ようになって嬉々として喜んでやっているということです。科学館での学習の日には、日頃欠席がちなお子さんも学校に出てくる、不登校のみなさんにも喜んで頂いている、また、障害を持ったお子さん

にも喜んで頂いているということです。市民のみなさんの市民学習の機能も併せ持っておりまして、2つの機能があるのは、全国でここだけです。栃木県の真岡市というところが先行していますが、ここは学校教育でだけ利用されています。真岡の施設は、生涯学習施設として市民には開放されていません。両方に開放しているのは、出雲科学館だけです。

今ご心配になっているのは、2市5町の圏内で、平田市東部の松江境や佐田町の奥の方等から、どれくらいの時間で科学館に行けるのか、往復だけでも時間に相当のロスがあり、カリキュラムの中でうまくこなせるのかという問題と、出雲市の小中学生は約1万人ですが、2市5町ではその倍になるということで、今の施設で収容能力があるのかという問題、この2つの点だと思います。今までどおりとすると、旧出雲市の小中学生だけが対象となって不公平になるのでどう考えたらいいのか、という問題提起だと思います。

やり方は色々あると思いますので、新市で検討してもらおうという案でよろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは、議案第52号は了承いただいたということにさせていただきます。

次は、議案第53号でございます。学校教育関係その3でございます。これも第2小委員会に付託いたしまして、委員長報告があったところでございます。学校給食関係のものでございます。何かございましょうか。よろしゅうございましょうか。

～意見なし～

給食施設については、施設・設備の老朽化、安全衛生基準に配慮し、新市において統廃合もあるということでございます。

よろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは、議案第53号は承ったということにさせていただきます。

次に、議案第54号でございます。観光商工関係その2の取扱いでございます。第3小委員会に付託しまして、委員長から報告があったところでございます。

観光についても、2市5町それぞれで独自にやっていましたが、連携・協力と言いながらも、やはり行政が違うと、連携・協力の密度も高まらないということで、合併すれば色々な仕掛けが出来るという思いです。これから松江圏とともに本格的に取り組もうという意気込みの下での議案ではなかろうかと思います。

これについてはよろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございました。

次に、議案第55号でございます。これは、公営住宅関係の取扱いに係るものでございまして、付託に答えて第3小委員会の委員長から報告があったところでございます。

家賃の調整については、3案のうち最も財政計画に影響が少ない第1案ということでございまして、その他の項目については原案どおりという審議結果でございます。

このように、財政計画との調整をしながら、こういう方針を出されたところでございます。よろしゅうございましょうか。

～了承～

どうもありがとうございます。

次に、議案第56号に入らせていただきたいと思います。上下水道関係その1の取扱いについて、先ほど小委員会報告が委員長からあったところでございます。上水道関係の議案です。

特に、斐川町・宍道町水道企業団については、合併時に、企業団における斐川町の地位を新市が引き継ぐ、新市の水道事業と水道企業団との間で、水道料金をはじめ各種制度について差異が生じないように調整するという提案でございます。小委員会でこれを確認していただいたところです。

水道料金については、合併後2年を目途に料金体系を検討し、3年目から新統一料金に入るといっても謳っています。

よろしゅうございましょうか。

～了承～

確認させていただきます。ありがとうございました。

次に、議案第57号 上下水道関係その2に入ります。これも第3小委員会に付託し、先ほど委員長報告があったところでございます。委員会の決議は、原案どおりということでございます。簡易水道に係るものでございます。

基本的に上水道と同じ考え方を採っていますが、よろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは、承ったということにさせていただきます。

次に、議案第58号に入らせていただきたいと思います。上下水道関係その3でございます。工業用水道事業についての議案でございます。これも第3小委員会でクリアされて報告があったものでございます。

工業用水道事業も新市において引き継ぐ、合併時に、斐川町・宍道町水道企業団から分離して、新市において引き継ぐ、事業実施にあたっては、企業団に委託する方向で調整する、ということでございます。

よろしゅうございましょうか。

～了承～

では、議案第59号に入らせていただきます。上下水道関係その4でございます。これも第3小委員会に付託し、委員長から報告があったものでございます。

佐田町簡易水道給水装置事業費補助金のこと、飲料水安定確保対策事業のこと、水道使用料差額補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ、という調整案でございます。

これもよろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。

ここまで順調にきておりますが、次の議案第32号は、前回からの継続協議でございます。議会議員の定数及び任期の取扱いについての提案でございます。

前回からの継続協議でございますので、どのように今回の協議を進めたらよろしいか検討するところがあるわけですが、まず、前回の協議会の結果を受けて、各市町でお持ち帰りになって検討されたことと思いますので、各市町での今の段階でのお考えを、順次しかるべき方にお話いただいて、一巡してみて状況を伺いたいと思います。そういうことでよろしゅうございましょうか。

まず、平田市の方からお願いします。

[常松副会長]

議会議員の定数及び任期のことですが、平田市議会でも話をして、今までにまとまったのは、新市の設置後1回目の選挙の際の定数を41人とし、選挙区を設置することです。そして、新市の議会の議員定数を31人とするということについては、平田市議会では反対であるということです。

財政面のことが大きく取り上げられていまして、大事なことはありますが、新市になった場合に、執行部はもとより、議会もきちんとしていないといけないということでございまして、数の多い・少ないということ

もありますが、やはり、手数料やその他の住民負担と同じ発想ではいけないのではないか、という基本的な考え方をしています。平田市議会では、少なくとも2回目の選挙での定数は34人という考え方ですので、お話し申し上げておきたいと思います。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

他に平田市の方から意見がありますか。

～意見なし～

それでは、後で意見があればお願いします。

次に、佐田町の方からお願いできますか。

〔深井委員〕

前回の協議会で小委員会案が提示された時に私が意見を申し上げ、その後議会の特別委員会等で話し合いをして参っていますが、内容的には私が前回申し上げたことと変わっておりませんで、初回の選挙では定数特例を使わせていただきたいという意見が佐田町議会の場合は圧倒的でした。内容的には「三次方式」がいいのではないかとということで、限りなく34名に近い41名ということの中で、選挙区を設けていただきたい、そして、選挙区については旧市町単位でお願いしたいし、更には、人口割に若干の配慮をいただいて、最低2名が確保出来るような配慮をお願いしたいということです。これらの大方の部分については、小委員会案で認めていただいたという大方のみなさんのご意見でした。

しかし、2回目以降の定数が、法定上限数34人に対して31人ということについては、15年間の議員報酬のシミュレーション等によって31人ということでしたが、色々なシミュレーションが合併後10年間でなされているのに、小委員会のシミュレーションは理論武装のためであって、15年間だとうなるから31人とした、と受け取った方が多かったようでして、そういう意味では31人は賛成し難いということです。大方の部分はいいですが、出来ることなら34人でお願いすべきだ、ということでした、小委員会の皆さまには大変申し訳ありませんが、この点だけは譲れないのではないかと、という意見が大半でした。しかし、大半ということでした、全員が34人でなければいけないという意見でもなかったということをつけ加えておきます。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

それでは、湖陵町の方に移らせていただきたいと思います。

〔立花委員〕

湖陵町でも2、3回にわたって議員の中で協議もいたしました、湖陵町としましては、小委員会が出された答申そのものを尊重すべきである、ということで大体の方向が決まっています。

しかし、先ほども佐田町の議長さんがおっしゃいましたように、2期目の31人の出し方が、第1回目に41人にしてやったから、15年で取り戻すということが見え見えのこととして謳ってあるので、その辺がいささか疑問です。

それから、お尋ねしてみたいことが1、2点あります。

小委員会の話し合いの過程において、新市全体を1区として31人ということですが、それによって選挙の幅が広がるということは聞いていましたが、果たして本当にそうなのかと思います。例えば、湖陵町選挙と平田市の選挙を比べると、本当に公平な選挙ができるのかどうか、人口が多いところの選挙の方が有利に進められはしないだろうか、ということです。

もう1つは、新市全体で1区にした場合、その中では県議会議員の選挙区が5つもあることになり、この辺が考えられていたのかお聞きしたいと思います、基本的には、湖陵町としては議案のとおりでいこう、ということですが。

〔西尾議長〕

分かりました。新市全体で1区にした場合の選挙の幅の有無、県議会議員の選挙区との調整の問題でしたが、ひとまわりした後に委員長からのコメントをお願いしたいと思います。

それでは、大社町の方に移させていただきます。

〔佐藤委員〕

この問題について、大社町の議会としても色々検討いたしました。小委員会から提示されました31人についての各市町からの意見を聞いていましたが、大社町でも、31人ということは、財政面のみを取り上げての人数ではないのか、というかなりの抵抗がありました。それは全員ということではなく、やはり小選挙区まで設けずに34人のまま最初からいってもいいのではないかと、という意見もありました。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

それでは、多伎町の方に移させていただきます。

〔柳樂和利委員〕

先月の協議会で小委員会案の発表がありました際に、かねがね我々小さい町においては、住民の意見を反映できる場に最低2人の議員の確保をして欲しいということをお願いしておりましたので、そこら辺りを考慮に入れていただいて、1期目の選挙での定数41人については、感謝を申し上げ、敬意を表したところです。

2期目の31人については、我々議会側と小委員会で2回の話し合いの場を持ちましたときには、2回目から31人にするということをはっきりおっしゃっていなかったように記憶しておりますし、今回の合併につきましても、民意が議会に反映されるようなシステムでないといけないと思います。1回目は2人出させてあげるが、2回目からは新市で1本の選挙区にするということですが、私も含めた多伎町の委員全員は、多伎町の住民の総意を受けながら出席していますので、住民の意見が新市の議会で反映できる制度を採り入れていただくのは決して無理なお願いではないと感じております。

それから、3期目以降につきましても、当然新市の議員が協議されることですから、定数が多ければ3期目は減らされても結構でしょうし、そこまでのことは言いませんが、やはり新市建設計画が10年間の計画である以上は、2期8年ぐらいまでは、当選した議員が（計画の実現を）見とどける義務があるし、そうでないと住民にとっても安心感がありませんし、我々委員が地元に戻っても説明のしようもありませんので、出来ることなら2期目も選挙区を設けて、確実に最低1名の議員が出れるようにしていただきたいと考えております。それが多伎町の委員の大体の総意ですので、お取り計らいをお願いしたいと思います。

〔西尾議長〕

確認しますが、小委員会の提案では、1回目は41人で、最低でも2人の選挙区でやるということでしたが、今の話ですと、2期目は最低1人の選挙区ということですか、あるいは、2期目も1期目と同じようにということですか。

〔柳樂和利委員〕

2期目は34人で、最低1人は出れるような選挙区制ということですか。

〔西尾議長〕

分かりました。

それでは、次に斐川町からお願いいたします。

〔安食委員〕

結論から先に申し上げますと、斐川町議会としては、議案第32号には反対であるということですか。

理由ですが、斐川町には、以前から申し上げておりましたように、34人の設置選挙と在任特例という2つの意見がある中で、どちらの意見の人もこの議案第32号の案では賛成できないということですか。斐川町議会ではそういう方向付けをしているところですか。

〔西尾議長〕

小委員会提案の1期目、2期目の扱い、特に設置選挙は41人でやるということですが・・。

〔安食委員〕

41人での設置選挙については反対で、34人でやるべきだということです。

〔西尾議長〕

新市全体でということですか。

〔安食委員〕

選挙区を設けないということです。そういう意見と、在任特例を主張する意見の2つがあり、申し上げにくいことですが、この案については賛成できないということです。

〔西尾議長〕

まだ意見が分かれていますね。在任特例で41人という意見の人もいらっしゃるということですか。

〔安食委員〕

在任特例というのは、126人ということです。報酬との兼ね合いで、そういうことも可能ではないかという意見です。これと34人の選挙区なしという意見がありまして・・。

〔西尾議長〕

第2回目以降は、新市全体の34人の選挙ということでもいいのですか。

〔安食委員〕

そうです。2回目以降については、34人の1区ということで。

〔西尾議長〕

いずれにしても、31人という考えはないのですね。

〔安食委員〕

それは新しい議会で決めた方がいいということです。

〔西尾議長〕

分かりました。

最後に出雲市からどうぞ。

〔三上委員〕

実は、現在検討中でして、もう少し時間をいただきたいと思いますので、今日のところは継続協議にしたいと思います。よろしくお願いします。

〔西尾議長〕

中間報告もないですか。

〔三上委員〕

中間報告ありません。

〔西尾議長〕

そうしますと、先ほど湖陵町からのご質問が2点ありましたが、田嶋委員長の方からコメントをお願いします。県議会議員の選挙区の問題や全市で1区とした場合に選挙の幅が広がるのかどうかということです。

〔田嶋委員長〕

質問を先にさせていただきたいのですが、平田市議会の意見は、2回目は34人ということですが、選挙区についてはどういうお考えなのでしょうか。

〔常松副会長〕

1回目は選挙区を設けて、2回目は選挙区なしの34人です。

〔田嶋委員長〕

佐田町議会の意見は、2回目はどうなのでしょう。

〔深井委員〕

大半のみなさんは、選挙区なしで34人です。

〔西尾議長〕

平田市議会と同じ意見ですね。

〔田嶋委員長〕

今まで出ました意見について、小委員会としてお答えしておきます。

1つは、2回目に31人とするということについて相当反発があるわけですが、手数料等とは違う、財政的な問題とは少し違うとおっしゃっていますが、我々小委員会とすれば、単に財政問題だけではなく、この合併を成功させるためには行政改革が必要であるということです。その行政改革をするための政治的リーダーシップを取るために、議会が模範を示して欲しいということです。職員の削減等のこれから予想されることに対して、やはり議会の方が定数についての財政負担を減らすという形で政治的リーダーシップを発揮できるようにして欲しいという意味で、2回目の31人という提案をさせていただいています。

もう1つは、「三次方式」ということがよく出ますが、「三次方式」は、確かに1回目の選挙は法定上限数の30人プラス8人で38人ですが、2回目以降は26人ということで法定上限数より4人減にしています。「三次方式」と言われる場合に、1回目だけ人口比例による数プラス1人ということで、38人の方を評価されていますが、2回目以降に法定上限数の30人よりも4人減らして26人にされていることをもう少し理解していただけないかと思います。我々が31人としましたのは、この間も説明しましたが、同じような人口規模・面積のところで、法定上限数よりも定数を少なくしている例が全国的には多いわけです。現在の出雲市も、法定上限数よりも2人少なくされているわけです。これは、行革に協力する等の意味でされているわけですから、是非2回目以降については、そういう考えを持っていただけないかということです。

それから、財政的に15年の計算をしましたが、新市建設計画、財政計画等ほとんどの計画が10年間になっているので、15年で考える必要はないのではないかという意見についてです。前回の協議会で10年間の財政推計が出たときに事務方にもお尋ねしましたが、新市建設計画が10年間であるということで10年間の推計としている、任意協議会の中で15年間の財政推計になっていましたが、それを10年間にしたのは、新市建設計画が10年間だからということでした。しかし、一番肝心なのは、実際は15年間で考えないと、10年目から地方交付税がぐんと減ってくるわけです。実際の財政計画と齟齬が出てくるのが10年間の計画です。合併後10年間は交付税の優遇措置があるわけですが、11年目から切れて15年目になくなるというのが地方交付税法の規定ですので、本来は15年で合併の財政計画は考えないといけなのではないか、ということが私ども小委員会の考えにあります。

もう1つ、湖陵町の方から、2市5町の県議会議員の選挙区は5つに分かれていて、新市で1つの選挙区にすることについてはどうか、ということでしたが、これについて小委員会では議論していません。推測ですが、市町村の区域単位で県議会議員の選挙区が決められていますので、今は5つですが、新市で1つになれば、県議会議員の選挙区も変わる可能性もあるのではないかと思います。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

財政問題のことが出ましたのでコメントさせていただきます。政府の方針は、合併後10年まで交付税を保証するという言い方をしていますが、その後は減らすという明確な方針は出ていません。これは政治の戦いです。全国知事会、全国市長会、国会議員団あげて地方を殺すようなことは出来ないということとして、断固やらせてはいけないことです。現在技術革新がこれだけ高まっている、間違いなく新しく経済発展の時も来るということもありまして、11年後以降は更に厳しいと決め付けることはないと思います。

〔田中副会長〕

合併特例法上の問題ですが。

〔西尾議長〕

それは変えていきます。法律は変えればいいんです。法律があるから悲観して、悲観論ばかりではいけません。それは我々政治の責任、行政の責任の問題です。先々地獄のごとき悲観論ばかりではいけないということで、厳しさは分かっていますが、それは11年後以降戦っていかなければいけないということもあります。

10年間の展望について、三位一体改革がどういう形になるのか誰も分からず、総理ですら決められません。各省庁で政治的に色々調整しながら、これから決めていくことになります。この間の財政シミュレーションも事務的には出させましたが、もう少し色々見極めていかなければいけないところもあります。私も総務省に出かけ、最新の情報を確認しながらやらせていただきたいと思います。

以上、各市町からご意見をいただきましたが、大体の大勢として、小委員会の労を多としながら、「三次方式」のような形でも認められたということがありまして、1期目は41人、2期目34人ということでお願いしたいという市町が多いことは分かります。しかし、若干の異論もありますし、出雲市のように色々な意見があってこれから最終調整されるところもあります。今日のところで結論を出すのは難しいように感じます。委員長のお考えについては、みなさんよく分かっておられますが、政治の世界は政治の世界として、2市5町の江戸時代以来の大同団結ということで、それぞれの町がどうなるのか見極めたいという期待、政治的な思いがございましょうから、この法定協議会場で最終的には決着を図っていかなければいけないと思っております。

できればということでのお願いですが、次回9月26日の協議会では何らかの法定協議会全体としての結論が出ればと思っています。各市町間での意見交換、各市町内での議論をお願いして、今日のところはこういう形にしておきたいと思いますがいかがでしょうか。

〔江田委員〕

私も小委員会のメンバーです。単に数字的に理由を付けているのではないかという意見もありましたが、委員長からもありましたように、範を示していただきたいと思います。

それから、地域から議員が出れないということで、いつもそういう意見が出ますが、選挙民はそこまで馬鹿ではないと思います。優秀な人が出れば、選挙民は見ています。単に地域から議員が出なければいけないということだけではないと思います。定数が少なくなるほど優秀な人が出てくると思います。それを信じなければ何にもなりません。

次に定数の問題です。範を示してもらいたいのですが、自分たちのことはなかなか決めることはできないだろうということで、要らぬお節介りかも知れませんが、我々としても30人等の意見もありましたが、最初の規定で31人としました。市町議会議員の人も、新市の議員になった人も、例えば、佐田町から出ていないので佐田町のことは分からない、その地域の出身でないからその地域のことが分からないということではなくて、どこのことであろうが新しい出雲市内のことですので、きちんと目配りをしてもらいたいと思います。新市では、全ての地域に目配りの出来る優秀な人が出て来られると思います。それを選ぶのが一般の選挙民であって、我々としては、選挙民も信頼していますし、それに基づいて出て来られる議員も信頼しています。そういう根本的な考えがあって、現状については分かりますが、そういう新市における議員像を我々が望んでいることも分かっていたきたいと思います。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

〔三原委員〕

各市町の議長さんの意見を伺っていますと、このままでは論点が絞れないと思います。出雲市ではまだ話し合いがされていないということですが、他の市町の考えを聞きますと、議案第32号の2番目、設置選挙での選挙区の設置につきましては、斐川町で若干の意見がありましたが、他市町では異存はないということですし、また、32号の1番目につきましても、多伎町は選挙区選挙を、ということでしたが、他市町は、2期目は選挙区を1つにするという考えのようです。従って、2期目の定数に絞って議論された方が、次回決まりやすいのではないかという気がしますがいかがでしょうか。

〔西尾議長〕

ここで議論を整理しておく方法として三原委員から提案がありました。第1期目を41人の選挙区制でやるということについては、斐川町はちょっと違い、出雲市も結論が出ていませんが、大分詰まってきたというご認識で、私もそういう感じはします。

〔三上委員〕

先ほど申し上げましたように、審議をしていないということではありません。検討中であるということです。出雲市の場合は、まだ具体的なところまで話しておらず、32号の2番目のことについても、小委員会の委員長報告を尊重しながら、これから詰めていく考えですので、もう少し時間を頂きたいと思っています。

〔西尾議長〕

分かりました。

〔岩石委員〕

小委員会の中では色々な意見を出させていただいております。7人7様で委員長に向かって色々な意見を言いながら議論させていただきました。その中で1つ感じたことです。今日は議長さん方が主に発言されましたが、ここはいいいけれどもここは反対、ここは呑めるけれどもここはいやだ、というご意見が多かったと思います。実際に協議して1つのものを作ろうと思えば、みんなの意見を聞いて、みんなの意見が通る形にしようということは絶対に無理なわけです。みんなの意見を聞きながら、みんなの意に沿わないものに最終的にはなってしまうかもしれません。ある部分意に沿わない部分はあっても、最後は妥協するしかないわけですので、是非とも妥協していただければと思います。議長さん方に小委員会に出てきて頂いた時には、私は正論をぶち上げておりました。これが正論だよ、というものを申し上げておりました。しかし、正論ばかり言っていては、まとまるものもまとまらないわけですから、是非とも妥協していただければと思います。「三次方式」について前回言わせていただきましたが、もう一度言わせていただきます。「三次方式」は、議員さん方が見事に妥協されて、その上で市民も妥協して案を作っておられます。妥協しない状況になれば、とてもみっともないことになりますので、是非ともどこかで妥協していただければと思います。

そして、もう1点あります。誰かが妥協しなければいけません。妥協した結果を誰かが（住民に）伝えないといけません。是非とも今日採決をしていただきたいと思います。全会一致がこの協議会の趣旨だったと思いますので、1人でも継続審議を望まない者がいれば全会一致にはなりません。一応採決の要求動議を出させていただきたいと思います。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

岩石委員がおっしゃいましたように、最後は妥協・調整ということも必要でございます。妥協・調整という時には、絶対反対ということではなくて、やむを得ない、理解する、という形で全会でまとまればコンセンサスになるということもあります。最終的にはそういう形にしないといけないと思っています。

しかし、今の状況を見て、お諮りしてみますが、今日採決をするという動議が出され、そういうことも念頭に置きながら、最終的には数で明確にするという方法もありますが、やはり、新市の名称を決定しましたように、まるやかに収まってコンセンサスが得られれば一番いいという思いもあります。今日採決で決するということについて意見がありましたらお願いします。

〔坂根委員〕

今日の採決には反対です。出雲市では結論が決まっていなのに強硬に採決してどうなるのですか。それで合併がうまくいきますか。だから今日は継続審議にするということですが、出雲市は9月26日に結論が出ますか。また待って下さいとなるのですか。斐川町もですが、何日までには結論を出すからという期日を出してもらいたいと思います。いつまでも反対されて、妥協の余地がないのかどうか、今の案に歩み寄る新しい案を出されるのか、その辺どうでしょうか。

〔西尾議長〕

分かりました。採決はなかなか難しいということです。

〔三上委員〕

出来るだけ早く結論を出したいと思いますが、26日に出しますということも言えませんし、簡単に結論が出るものなら、もう出しています。心配されなくても、馬力を上げて検討します。

〔西尾議長〕

協議会としては早期決着を目指すということでよろしくお願いします。

〔三上委員〕

議員定数の問題について、決着を急がなければいけない理由がありますか。

〔西尾議長〕

小委員会が結論を出されましたので、協議会に議決を求められている段取りになっているのです。小委員会で調整中なら別ですが、小委員会の結論が出たものですから、ご理解いただきたいと思います。

〔三上委員〕

よそも同じかもしれませんが、現在は議会中で忙しいので・・・。

〔西尾議長〕

分かりました。よろしくお願いします。

斐川町にもコメントを求めておられますので、お願いします。

〔安食委員〕

次の法定協議会に斐川町としての案が出るのかというお尋ねで、そのように努めていかなければいけません。2市5町の意見を聞いておりまして、我々議員同士の調整もしていく必要があるのかな、という感じもしています。多伎町では2回目まで選挙区を設けるべきという意見もありますし、出雲市がどのような結論を出されるのか分かりませんが、円満に議会制度について議決していくためには、若干時間をいただいて、調整を図った方がいいと思います。大社町も、必ずしもこれで、ということではないような発言だったように思いますし。

〔西尾議長〕

1回目から34人という意見もあるということです。

このような状況ですが、次の協議会でこの案件を審議しないわけにはいきませんので、継続協議にして、その間議会のみなさま方で意見交換もあろうかと思ひますし、協議会は学識経験委員の方もおられる全体の協議の場ですので、そこで案を挙げていただき、今の状況を見てそれぞれでベストを尽くしていただくということをお願いしたいと思います。こうだ、と決め付けてもうまくいくものではありません。「出雲方式」というものもあり、じわじわと結論が見えてきていますので、もう少し協議をしていただくということです。

それと、これだけは明確にしておいていただきたいのですが、この合併協議会の最初からの約束事で、小委員会できちんと結論を出して全体の協議会で決定するということです。江田委員をはじめ、小委員会の委員も協議会にはいらっしやって、小委員会で結論が出た以上は、全体会で確認するという段階ですので、そういう状態にあるということをご認識いただきたいと思ひます。

〔石飛正委員〕

私も議会制度の小委員会の委員として色々議論しました。委員長の補佐役ということで副委員長としてまとめのお手伝いをしました。色々な議論が8回にわたってなされたわけですが、最初の話では、議会選出の委員以外の学識経験委員が案を出すということでした。議会のみなさんの考えはありましようが、一般の市民のみなさんの考えを尊重しなければいけないということから、色々な角度から検討しました。議長さん方から2回にわたって意見聴取をし、小委員会にお任せします、という意見がありましたので、我々はベストの案であると思って出したわけです。少なくとも8月22日の法定協には最終案を出さなければいけないという小委員会としての至上命題のようなものがあったわけですし、その日に案を出しました。それをここで何回も継続協議にしていくなことなら、小委員会としてももう少し検討すれば良かった、そんなに急がなくても良かったということになります。小委員会が議論を重ねた中で出した結論ですので、尊重していただかないと、8回も協議して何をしていたのかということになりかねないと思います。色々議論はありましようが、みなさま方がおっしゃる懸念の話は、岩石委員もおっしゃいましたが、我々としては十分に議論したつもりです。財政計画が非常に厳しい中で、議員さんには範を示してもらいたいという委員長の意見もありましたが、私は、新市の議会制度のあり方ということで、一番ベストの案だと思います。全国的にも定数は上限より1つか2つは下げておられる状況ですので、今回の案については、新市の議会制度ということで賛成したわけです。議員さんにとっては定数が多いに越したことはないと思いますが、定数が多いだけが立派な議会ではないと思いますので、是非小委員会案を呑んでいただきますようお願いしておきます。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

〔飯塚勉委員〕

私も小委員会の委員ですので、一言お願いしたいと思います。

先ほど強行採決の話が出ましたが、強行ということは避けたい、取り下げていただきたいと思います。そして、我々が小委員会で議論したことを充分理解していただきたいと思います。副委員長がおっしゃったように、相当の時間をかけて議論しまして、みなさん方が言われたことは全部出ています。その同じことを繰り返して議論した結果がこの案です。今の状況は小委員会での議論に帰っているような感じですが、ある程度時間をかけないと理解していただけないと思います。しかし、いつまで経っても結論が出ないようではいけません。できるだけ早く結論を出していただきたいと思います。恐らくこの案の他にはないと思います。ですから、なぜこのような案を出したのか委員長報告はありましたが、今一度それぞれの議員さんで検討いただきまして、是非ご理解いただきたいと思います。

〔萬代委員〕

出雲市の方から、この問題は急がないのではないか、ということがありましたが、新市建設計画を作らなければいけないので、議員定数がどうなるのかによって計画が変わってくるのではないですか。34人でやった場合と41人でやった場合で数字が変わってくると思います。

〔西尾議長〕

財政計画が変わってきます。

〔萬代委員〕

だから結論がいつでもいいというわけにはいかないと思います。会長の立場からきちんと事情を言ってもらって、なぜ急ぐのかということではなく、急がなければいけないものだと思います。ですから、期限を決めて、出雲市議会も議会の開会中で全員出雲におられるわけなので、相談しやすい環境にあると思いますから、お願いしてやってもらいたいと思います。

それから、元々小委員会を作るときに議員を入れるかどうかの議論があって、議会の代表にも相談があり、それぞれ意見を言いました。意見はまちまちでしたが、結果的には議員を外そうということになって、小委員会が出来上がりました。今回議員を外した形の中で案が出てきまして、これでどうかということになっていま

す。それを受けて、各議会の意見は聞かなければいけないという配慮の中で、各市町の議会で検討作業をしているのだと思います。ですから、小委員会の案は、案として尊重すべきだと思います。そして、私の立場で言わせていただきたいのは、議会も住民を代表して出られた議員の集まりですので、議会で相談した結果はこうだった、ということはそれなりの重みがあると思います。

そういうことを踏まえて、先ほども話がありましたように、今までの小委員会の議論で今日の意見は出ているということは本当かもしれませんが、今一度小委員会を開いてもらって、議会の意見はこうだから検討してもらえないかという感じがします。

議会を小委員会から外すということになったので、それはそれでいいです。現在議会へ意見を聞いているわけなので、そうすれば答は出ます。その答を言わせておけばいい、ということでは済まないと思います。ルールからしてそのような気がします。議会から出た答に対しては、全体で話すことも方法かもしれませんが、小委員会で再度検討してもらうことにして、その上は小委員会に任せるということになれば、すっきりするのではないかという感じがしています。小委員会では充分議論したからやっても同じだ、と言われるかもしれませんが、議員を外した中での今日の状況であり、せっかく議会で色々な議論をして、結果がこうだったと披きされたわけですので、小委員会の議論の結果がこうだったから、その通りにしてもらわないといけない、という言い方をされると、議会としてはこだわりが出てくると思います。それと、議会としてはそれぞれ意見がばらついたところがありますが、それは1つの意見に過ぎないのではないですか。1つの議会としてこうしてもらわなければいけない、と言っても通らないわけですね。意見だけはある時点で切っていただいて、物事を進めるようにしないといけないという感じがしています。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

今の意見についてコメントをしておきます。小委員会の議論は終わってしまして、結論は出されましたので、これをもう一度小委員会に持ち込むということは、協議会の運びとしては難しいと思います。小委員会の委員長は努力され、委員のみなさんも、あれだけ時間をかけて一生懸命やって結論を出されました。これを受けて、全体会としてどう判断するかという舞台に移っていると思います。そのことを言うておかなければいけないと思ったところです。

それから、議会の立場も色々ありますが、この協議会は、議会選出委員も学識経験委員も入った総合の議論の場です。そうは言っても、議会に関わることであるので、議会のみなさんはそれぞれ住民代表として一生懸命やっておられますので、その意見も充分聞いたうえで進めるべきであるという立場もあります。

そして、新市の名称もそうでしたが、小委員会から出てきた案のとおりになるということではありません。小委員会に付託して、全体会でもう一度きちんとやるということです。名称の小委員会の場合では、結論を出さないで協議会へ判断を預けられました。今回については、こうしなさい、という小委員会の提案です。しかし、この前の200円、300円の議論のように、全体会でもう一度見ていくということもあります。そうしないと、小委員会だけやれば全体会は開かなくてもいいということになりますので、そういうことではないと私は思います。しかし、小委員会の結論は充分尊重する、小委員会の委員の色々な立場からの立派な発言をいただいたわけですので、こういうものを受けて、総会としてどうするのかという段階ではないかと思います。新市建設計画策定のタイミングとの関係のことも気になりますが、いずれにしても小委員会の結論をいつまでも野ざらしにはできません。しかし、それぞれの意見も調整しておかなければいけないということで、今日決めないと間に合わないということではなく、もう少し時間もあります。ただ、ずっと最後まで延ばすということではありません。大体の顔色を見ても、次の協議会では決着して欲しいという期待感がにじみ出ています。たとえ1日であっても、「日本の一番長い日」はどういうことをやったのかを考えてみると、1日でも大変なことが出来ますので、次回協議会までの10日間については、そういう期待を表明させていただいて、ご努力いただきたいと思います。

〔寺田委員〕

先ほど三上委員がおっしゃられたように、出雲市議会では、朝食会も含めまして一生懸命検討していますが、若干時間をいただきたいということです。

それから、安食委員がおっしゃいますように、7名の議長さんがお寄りになって、意見聴取も2回されたことですので、そのような議長さん方の会もやっていただいたりして軟着陸した方がいいのではないかと思います。

す。意見に大変大きな開きがあるということなら別ですが、定数についての意見は、ほとんどが41人か34人か31人の3つです。そういう枠組みを作るか作らないかということだけです。1回目を41人にするのかどうかという、本当に狭まった選択肢の中での判断ですので、若干時間をいただきたいと思います。現在の議員126人も住民から選ばれた人なので、納得したうえで、あるいは、地元で堂々と説明できるような形にしたいと思います。これだけ議論をしました、小委員会からもこういう案が出ました、議会からもこういう意見が色々出ました、最終的にはこういう形に落ち着きました、という経過は大切ではないかと思います。だから時間をいただきたいということでございます。

〔西尾議長〕

分かりました。
他にございますか。

〔伊藤委員〕

色々ご意見が出ていますので、それを全て聞くことがいい収まりではないかとも思うのですが、今日までの計らいがなされた経過、あるいは、議員定数や選挙方法をどうするのかについて発言させていただきます。

小委員会のメンバーをこのようにしていきましょう、議員さんは外しましょうという合意の下で出てきた案について、今日は奇しくも7市町のいずれも議長さん方から意見提示がありました。この時点で最後にもう1回待て、ということになりますと、最初に合意された小委員会設置の理念は何だったのか、という疑問を感じております。絶対にいけないとは申しませんが、やはり、合併までに決めておかねばならない大事な事項について、決める方法を我々自らが決めたわけですから、それを現職議員の意見で時間が掛かり過ぎるのはいかなものかな、という気が率直にしています。前にも申しましたが、周辺部の人が一番恐れているのは、我々の意向が届かなくなるのではないのか、それが本当に分かっていたいただけるのか、ということです。こういう不安がある中で、合併までにこういう形でいこう、という大事な事項、住民に安心を与えるために一番基本となる事項を論議しているわけですので、そういう状況を忘れずに、原点をしっかりと認識したうえで、早く結論を出すように希望しておきます。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

重要だからこそうして時間を取らせていただいています。それぞれの思いがあるかと思います、やはり、議会の運営、住民のみなさんの期待ということもあり、それぞれの責任でこの問題を見つめ、取り組まないといけない重要な課題であります。そういう意味で、基本的には、寺田委員もおっしゃいましたが、大分選択肢も狭まっておりますし熟してきています。こういう所まで持ってきていただいたのも、小委員会できちんと論点を整理していただいたからです。最初の選挙については、41人とするか、選挙区を設置するか、2回目は、34人とするか31人とするか、こういう問題は残りますが、小委員会の議論が土台としてあったからこそ、こういう形で穏やかなうちに議論していただいている状況ではないかと思います。もう一息でございます。議会の方、あるいは他の議員の方も、みなさんこの雰囲気、この議論をよく聞いておられますので、それを受けて早急に詰めていただくということを強く期待申し上げて継続協議とし、次の協議会で取り扱うということにしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔田嶋委員長〕

それでいいのですが、先ほどの議長さんの意見について、2つほど答えることを忘れていましたので、答えさせていただきます。

1つは、2度目の議長さんからの意見聴取の際にも、31人という話は全く聞いていなかったということでしたが、このことについては、小委員会の中でも、1回目は41人、最初から34人、1回目に41人にするのであれば、2回目は30人あるいは28人にすべきだ、というような、行政改革の対場からの意見がありました。それは、住民の方々にも、厳しい財政事情を考えれば、厳しい行革が必要ではないかという考え方の人が多いということを反映しているのだと思います。こうした意見の違いも小委員会の中ではありました。その最大公約数を取るという意味で、1回目は41人、2回目を31人というふうにさせていただきました。2回目に議長さんの意見をお聞かせ願った時には、小委員会側にもこうした議論があり、明確な考えがなかったも

のですから、31人という話は出なかったということです。

もう1つは、2回目の選挙の定数まで合併前に決める必要は無く、合併後に決めればよいのではないかというご意見がありました。この件につきまして、前回法律のことを説明しましたが、地方自治法第91条の第7項に、予め定数を決めておくことになっています。新しい定数を決めて、それは31人ですが、1回目は定数特例で41人にするという決め方をせざるを得ないのが法律の規定です。我々は法律に従って作業をしたということですので、是非ご理解をお願いしたいと思います。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

以上コメントしていただきまして、先ほど私が申しました方向で次回議案として出すということで最大限ご努力いただくということにしまして、今日はこういう閉じ方をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、4時に再開ということで休憩にします。

～休憩～

（3）協議事項

協議第52号	消防、救急の取扱いについて	（第1小委員会付託）
協議第53号	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて	（第1小委員会付託）
協議第54号	各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて	（第1小委員会付託）
協議第55号	各種事務事業（環境関係その2）の取扱いについて	（第2小委員会付託）
協議第56号	各種事務事業（生涯学習関係その1）の取扱いについて	（第2小委員会付託）
協議第57号	各種事務事業（観光商工関係その3）の取扱いについて	（第3小委員会付託）
協議第58号	各種事務事業（建設関係その2）の取扱いについて	（第3小委員会付託）
協議第59号	各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて	（第3小委員会付託）
協議第60号	各種事務事業（上下水道関係その5）の取扱いについて	（第3小委員会付託）
協議第61号	各種事務事業（上下水道関係その6）の取扱いについて	（第3小委員会付託）
協議第62号	各種事務事業（上下水道関係その7）の取扱いについて	（第3小委員会付託）
協議第63号	各種事務事業（上下水道関係その8）の取扱いについて	（第3小委員会付託）
協議第64号	各種事務事業（上下水道関係その9）の取扱いについて	（第3小委員会付託）
協議第65号	各種事務事業（上下水道関係その10）の取扱いについて	（第3小委員会付託）

〔西尾議長〕

ただ今から協議項目に入ります。

協議第52号 消防、救急の取扱いでございます。この協議項目について、まず事務局から説明してください。

〔今岡班長〕

～協議第52号について説明～

〔西尾議長〕

前後しましたが、この協議事項は、第1小委員会に付託してご審議いただいた後、次回以降の協議会に議案として出していただき決定いただくものです。第1小委員会付託案件は、次の53号、54号までですので、これを一括して事務局から説明してください。

〔今岡班長〕

～協議第53号、54号について説明～

〔西尾議長〕

以上のように協議第52・53・54号を第1小委員会に付託させていただきまして、小委員会でご検討のうえ協議会に付していただくということでございます。

この段階で、52・53・54号について、言い置いておくこと、ご質問がありましたらよろしく願いしたいと思います。

～意見なし～

消防に関して、東部分署を東部消防署に移行するという点、一畑電車をどうするのかということ、これが重大な課題でして、このことについて小委員会でもよく議論していただきたいと思います。男女共同参画については、2市5町では全国に先駆けて条例を制定しているところもあります。これから重要な課題ですので、こういう形で提案させていただいております。

それでは、この3件を第1小委員会に付託することはよろしゅうございましょうか。

～了承～

それではよろしくお願いいたします。

次は、協議第55号と56号を第2小委員会に付託いたしたく、ただ今から説明申し上げます。事務局よろしく申し上げます。

〔山本班長〕

～協議第55号、56号について説明～

〔西尾議長〕

協議第55号 環境関係その2、56号 生涯学習関係その1、これらの取扱いを第2小委員会に付託するということですが、ご意見がありましたらお願いします。

〔岩石委員〕

私は第1小委員会にしか所属していないので、今のうちに伺います。協議第56号の開館時間と開館日、運営形態についてです。

開館時間は、中途半端と言いますか、一番長い開館時間のところに合わせてあるわけでもなく、一番短いところに合わせてあるわけでもありません。休館日は現行のとおりということですが、基準がどこにあるのだろうか、という感想があります。

それから、どちらかというと地域特性を持って運営されている館が多いと思いますので、地域実情に合わせて運営された方がいいのではないかと思います。できれば案文にあるような形で運営していただければと思います。逆に、統一されるのであれば、開館時間の長いところに合わせて欲しいというのが意見です。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。

これについては色々な意見がありまして、最近では、自動管理の24時間図書館も出現しております。政策の展開が多様化する生涯学習の時代ですので、今のようなご意見、どうもありがとうございました。小委員会では、運営形態のところを中心に検討していただければという願いもありますが、一応こういう形で付託させていただき、小委員会でご議論いただきたいと思います。

その他ご意見がございしますか。

～意見なし～

それでは、協議第55号、56号は、今のようなご意見も頭に入れていただいて、第2小委員会でご議論いただくということでよろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。

次に、経済関係を扱う第3小委員会に付託する事項、協議第57号から65号までたくさんございますが、事務局から一括ご説明申し上げてご意見をいただきたいと思います。

〔糸賀班長〕

～協議第57号～65号について説明～

〔西尾議長〕

以上、協議第57号から65号まで一括して説明したところでございます。経済関係に関する事項を審議していただきます第3小委員会に付託しようとするものです。

お気づきの点がありましたらご発言をお願いしたいと思います。

〔黒田委員〕

協議第57号で「工業団地・新ビジネスパーク」は現行のとおり新市に引き継ぐということですが、平田市も斐川町も工業団地を取得し、整備が終わって空いた工業団地があります。そこに優先的に企業誘致をしていただいたうえで、次の工業団地を計画していただかないと、片方が空いているのに新たに莫大な投資をすることは、現在の経済情勢においてはいかなものかと思しますので、その辺を今一度審査していただきたいと思います。

それと、協議第62号ですが、他の協議事項の目標は平均よりも下のところに設定されているのに、下水道に関しては、各市町の目標を尊重するという誠にありがたい目標設定になっています。先般発表されました新市の財政計画の中に、各市町の目標どおりの事業費が盛り込んであるのか、また、年次計画がどのようになっているのか、起債の償還がどのようになっているのか、数字的なものを出していただいたうえで審査していただきたいと思います。進捗状況によっては受益者負担金や使用料に跳ね返ってくることも予想されますし、斐川町の場合は、下水道の普及に力を入れておりまして、この前発表された財政計画の範囲内で整備することになると、場合によっては目標普及率が達成されるかどうか見えてきませんので、その点をはっきりさせたうえで審査をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

〔西尾議長〕

今の問題点について説明してください。

〔黒田委員〕

今日回答されなくても、数字を分かりやすく表にして出していただければいいです。

〔西尾議長〕

とりあえず、協議第62号について、財政計画に盛り込んであるのかどうかということはどうですか。

〔萬代委員〕

いいですので小委員会に付託してください。

〔西尾議長〕

分かりました。黒田委員からのご注意をよく戴して、小委員会で対応させていただきます。

他にございますか。

〔岩石委員〕

黒田委員の意見と被るかもしれませんが、新ビジネスパークというのは計画だけなのですか。それとも用地取得が進んでいるようなものなのでしょうか。

〔糸賀班長〕

現在出雲市で計画されているビジネスパークにつきましては、まだ計画だけでございまして、用地取得等は行われておりません。

〔黒田委員〕

もう1点、財政計画についてです。

この前示された財政計画では、市長・町長等の特別職の削減や、議員については今日議論になっている定数を基に計算すると、10年間で約63億円の人件費が削減される計画です。しかし、一般職の人件費については、40億円の削減目標になっています。人数的には、15年間で190人、10年間で105人の削減となっています。

市長・町長や議員は、合併のスタートと同時にこれだけの人件費削減をするわけですので、せめて職員のみなさんも、目標でも結構ですので、特別職と同額程度の、60数億円の削減目標を掲げて計画を立てていただきたいということをお願いしたいと思います。

〔西尾議長〕

分かりました。

これについては、我々の責任でもう一度見直してみます。結果はどういう数字が出るのかは分かりませんが、検討させていただきます。ありがとうございました。

その他ございますか。

～意見なし～

下水道料金については、上水道と同じように2年間据え置いて、3年目に統一料金を設定するという事で、これを基本に小委員会で検討していただくことにしたいと思いますので、ご了解置きいただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

～了承～

以上、協議第57号から65号まで、たくさんの案件があって小委員長さんにおかれては大変でしょうが、第3小委員会でのご審議よろしくお願いいたします。

それでは、今日も暑い中ありがとうございました。今日は予定時間内に終わったようでございます。

次回は、9月26日の午後3時から、この場所で開催します。よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

6 閉会

以上